



名古屋学院大学 経済学部教授

飯島 滋明 氏

平成28年

10月29日(土)

憲法に  
緊急事態条項?



学習会のお知らせ

午後2時30分(午後2時受付開始)～午後4時30分

大阪弁護士会館 12階1203会議室

定員 90名

(定員を超過しますとお断りすることもございます。お早目にお申込みください。)

現在、憲法改正議論が盛んになり、その一つとして、緊急事態には権力者が法に従わずに行動できる「緊急事態条項」を憲法に導入すべきとの議論が出ています。しかし、フランス第5共和政憲法16条の実態を見ると、看過しえない人権侵害がなされていた過去があります。

日本でも、関東大震災の際の戒厳令の行使で、多くの人権侵害が行われました。このように歴史を振り返ると、緊急事態条項は治安維持等の名目で権力者の地位を強化する一方、権力者の政敵や目障りな存在を排除するために使われてきました。そのような歴史を見たとき、憲法を改正して緊急事態条項を導入することは、私たちの日々の暮らしにどのような変化をもたらすのか検討します。

申込方法

大阪弁護士会ホームページ、またはFAXにてお申込みください。  
[http://www.osakaben.or.jp/event/2016/2016\\_1029.php](http://www.osakaben.or.jp/event/2016/2016_1029.php)



QRコードでもアクセスできます!

【参加申込欄】 FAX 06-6364-7477

大阪弁護士会委員会部司法課(漆原)宛

お名前 \_\_\_\_\_ 参加人数 \_\_\_\_\_ 名

お電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

ご登録番号 \_\_\_\_\_ ※大阪弁護士会会員のみ

大阪弁護士会会員がこの学習会に参加した場合、継続研修の単位を取得できます。(2単位) (詳細裏面)

※ご記入いただいた情報は大阪弁護士会プライバシーポリシーに則って管理し、本講演会の申込管理のために利用する他、目的外利用はいたしません。

## ◆ 大阪弁護士会館のご案内

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5

【TEL】06-6364-1681

・平日(月～金曜日)、9:00～18:00

・大阪弁護士会委員会部司法課が受付します

### 【交通手段】

・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車

出口1から徒歩約5分

・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車

1号出口から徒歩約10分

・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車

26号階段から徒歩約7分

・JR東西線「北新地駅」下車

徒歩約15分



### ◆ 一時保育サービスを実施します(要予約・無料)

対象 原則、首がすわっている乳児～未就学児

時間 行事開始 15 分前～終了 15 分後まで

申込期限 行事開催日の10日前まで

連絡先 大阪弁護士会 委員会部司法課 担当事務局 漆原

備考 お電話をいただいた後に申込書を送付しますので、ご記入のうえ提出してください。

申込書の提出をもって申込が完了します。定員に達し次第、受付を終了いたします。

### ◆ 本学習会は研修義務化対象講座です(2単位)

※大阪弁護士会会員がこの学習会に参加した場合、継続研修の単位を取得できます。

・大阪弁護士会の図書カードをお持ちください。

・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。

・開始 15 分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。